

部長及び参事官

殿

所 属 長

生企発第293号

平成28年3月18日

30年保存（口訓）

本 部 長

高知県公安委員会指定射撃場管理運営要領の制定について
（通達甲）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の2の規定により、公安委員会が指定した射撃場の管理運営に関し「高知県公安委員会指定射撃場管理運営要領の制定について（例規）」（平成17年9月7日生環発第440号）を制定しているところであるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年6月本部訓令第18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、当該射撃場の管理運営に関し別添のとおり「高知県公安委員会指定射撃場管理運営要領」を定め、平成28年4月1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

高知県公安委員会指定射撃場管理運営要領

第1 趣旨

この要領は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第9条の2第1項の規定により公安委員会が指定した指定射撃場の管理・運営に関し法、指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年総理府令第46号。以下「指定射撃場に関する府令」という。）及び高知県警察銃砲刀剣類事務取扱規程（平成17年本部訓令第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 基本的心構え

- 1 指定射撃場の設置者は、管理者、副管理者、従業者及び指導員（以下「管理者等」という。）とともに当該指定射撃場が指定射撃場に関する府令に規定する指定射撃場の位置、構造設備及び管理方法等の基準（以下「基準」という。）に適合するように維持するほか、この要領の定めるところによらなければならない。
- 2 管理者等は、銃砲による事故、違反、盗難等（以下「事故等」という。）を防止し、射撃のマナー及び技術の向上について指導するとともに、指定射撃場における管理運営の適正を図るように努めなければならない。

第3 設置者、管理者等の任務

1 設置者

設置者は、管理者等の選任に当たっては、指定射撃場の業務に従事する者として適格な者を管理者にするよう配慮すること。

2 管理者

管理者は、指定射撃場の管理の最高責任者であることを自覚し、射撃に関する知識及び技能の向上を図るとともに、従業者及び指導員を監督して、当該指定射撃場が基準に適合するよう維持し、もって事故等の防止に努めること。

3 副管理者

- (1) 設置者は、指定射撃場に関する府令第6条の2に掲げる基準を満たす者をあらかじめ公安委員会に届け出て、副管理者として置くことができる。
- (2) 副管理者は、管理者の業務を補佐するとともに、管理者が不在若しくはその業務を行うことができない事情がある場合又は当該指定射撃場の規模が大きく、管理を徹底するため必要がある場合等において、その業務を代行する。

4 従業者

従業者は、管理者及び副管理者の監督の下に、指定射撃場が基準に適合するよう維持するとともに、事故等の防止に努めること。

5 指導員

- (1) 管理者は、指定射撃場において射撃を行う者（以下「射手」という。）に対する指導等のため、必要があると認めるときは、従業者又は関係団体員の中から指定射撃場に関する府令第6条の2に掲げる基準を満たす者で、かつ、指導能力のあるものを指導員として委嘱することができる。
- (2) 指導員は、管理者及び副管理者の監督の下に射手の射撃マナー及び技術の向上を図るため、積極的に指導するとともに事故等の防止に努めること。

第4 管理者等の名簿の備付け

設置者は、指定射撃場に従業者及び指導員名簿を備え付けて、従業者及び指導員の住所、氏名、生年月日、経歴及び主たる業務の内容等を記載して、その身分、業務の内容等を明らかにしておくこと。

第5 腕章等の着用

管理者等は、指定射撃場内において、その身分を明らかにする腕章等を着用すること。

第6 指定射撃場内における秩序の維持

- 1 管理者は、指定射撃場内における射手、指導員、待機者及び見学者の位置を明確にするよう表示するとともに場内の秩序の維持に努めること。
- 2 管理者は、酒気を帯びている者、来場の目的が明らかでない者その他管理上好ましくないと判断される者については、入場を拒否すること。
- 3 管理者は、別紙の入場者の心得を見やすい箇所に掲示するほか、必要に応じて、ポスター、パンフレット、場内放送等を利用して、入場者の注意を喚起し、遵守事項の徹底を図ること。
- 4 管理者は、指定射撃場における事故等の防止の徹底を図るため、場内外の巡視及び施設の点検等を確実に実施すること。

第7 教育訓練の実施

管理者は、従業者及び指導員に対し、必要な知識及び技能を習得させるため、次に掲げる事項について教育訓練を実施すること。

- 1 法及び火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の趣旨及び標的射撃に係る規定
- 2 指定射撃場に関する府令に規定された必要事項
- 3 猟銃等及び火薬類の取扱い等の技術的知識
- 4 事故等の防止に関する注意事項

5 事故等が発生した場合の措置

第8 関係団体との協力

管理者は、日本ライフル射撃協会、日本クレー射撃協会、大日本猟友会、全日本狩猟倶楽部その他関係団体と緊密に協力し、これらの団体構成員に対し、指定射撃場における遵守事項の徹底を図るため、その協力を得るよう配慮すること。

第9 署等との連絡体制の確立

管理者は、指定射撃場の所在地を管轄する署、交番及び駐在所（以下「所轄署等」という。）との連絡体制を確立し、常に連絡が円滑に行われるように配慮すること。

第10 事故等の発生時の措置

- 1 管理者は、指定射撃場における事故等の防止及び事故発生時の措置に関する組織系統、任務分担連絡救急体制等を明らかにし、自主警備体制を確立して、万一、管理者に事故があった場合においても、事故等の防止に支障がないよう配慮すること。
- 2 管理者は、指定射撃場において事故等が発生した場合には、負傷者の救護等必要な応急措置を執るとともに、直ちに所轄署等に届け出ること。

第11 位置及び構造設備に関する遵守事項

管理者は、指定射撃場の位置及び構造設備が基準に適合するよう維持するほか、次に掲げる事項を遵守し、事故等の防止に努めること。

- 1 入口は、入場者を確認できる構造であること。
- 2 場内の適当な場所に入場者の銃砲及び実包を保管する設備をできる限り備えること。この場合において、当該設備は個人保管設備とし、確実に施錠できる錠を備え、盗難防止のために適当な構造を有するものであること。
- 3 射台付近には、銃砲及び実包を正しく置くことのできる設備があること。
- 4 射手と控え射手との位置を明確に区分する設備があること。
- 5 見学者席を明確に区分する設備があること。
- 6 指導員は射撃線より前方に出ないこと。また、射撃線上に障害物がないこと。

第12 射手に関する遵守事項

- 1 管理者は、指定射撃場に射撃者名簿を備え付けて、射撃年月日、住所、氏名、所持許可番号及び発射弾数を明らかにしておくこと。この場合において、採点表をもってこれに代えることができる。
- 2 初心者及び未熟練者に対しては、管理者等が実施指導を行い、事故防止に関する知識を習得させること。

3 射手の事故防止については、次に掲げる事項を厳守させること。

- (1) 人畜、建築物等に銃口を絶対に向けないこと。
- (2) 弾が装填されているか否かを問わず、全ての銃器は、細心の注意を払って取り扱うこと。
- (3) 発射するとき以外は、用心金の中に指を入れないこと。
- (4) 射台以外で絶対発射しないこと。また、空撃ちは、指定場所以外でないこと。
- (5) 銃器の持ち運びの際は、必ず閉鎖を解いてから行うこと。
なお、自動銃の場合は、遊底を開いて行うこと。
- (6) 射台では、必要以外の言葉は慎むこと。
- (7) 銃の故障等で発射できないような場合は、勝手な行動を取らず、必ず係員に申し出ること。
- (8) 連射の終わるごとに残弾の有無を確かめること。
- (9) 他人の銃器に手を触れてはならない。
- (10) 射手が射座から離れたいと思うときは、係員に申し出て、許可を受けてからでないと射座から離れてはならない。
- (11) 銃のつり革（負革）は、外しておくこと。
- (12) 指定場所以外で銃器の手入れをしてはならない。
- (13) 射撃終了後は、銃に弾が入っていないことを確認して、容器に入れ、又は所定の場所に確実に置かなければならない。
- (14) その他事故防止について、必要と思われる事項

第13 実包の購入

実包を販売している指定射撃場については、射手が計画的に当日の消費見込量を購入し、自宅に持ち帰ることのないよう配慮すること。

第14 証明書交付

- 1 射手から実射した旨の証明書交付の要求があった場合は、標的射撃実施証明書を交付すること。
- 2 標的射撃実施証明書の写しは5年間保存し、紛失者から再発行の要求があったときは再交付すること。

別紙（第6関係）

入場者の心得

この射撃場は、高知県公安委員会から指定を受けた指定射撃場で、法令に定められた規定に従わなければならないことになっていきますので、下記のことを厳守してください。

記

- 1 射撃を行う者は、全て射撃者名簿に登載することになっています。
- 2 酒気を帯びて入場することはできません。
- 3 入場者は、管理者その他の従業者の指示に従わなければなりません。
- 4 銃には常に弾が込められていると思って、慎重に取り扱ってください。
- 5 銃口は、冗談にも絶対人に向けてはなりません。
- 6 銃を手にし、又は手から離すときは、必ず残弾の有無を確かめてください。
- 7 発射を必要とするときまで弾を込めてはなりません。
- 8 発射するとき以外は引き金に手を触れてはなりません。
- 9 他人の銃に触ったりしてはいけません。
- 10 危険を伴う射撃場ですからお互い注意しあってください。